明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（文部科学二）　一
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三）　三
〔告　示〕
○酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁一）　三
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働一一）　四
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（農林水産九二）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委二六、二七）　六
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委六二）　一〇
国家試験
令和二年度十月情報処理安全確保支援士試験合格者（経済産業省）　一四
令和二年度十月情報処理技術者試験合格者（同）　一九
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、公示送達関係　四八
裁判所
破産、免責、再生関係　四九
特殊法人等
独立行政法人統計センター、独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、令和二年度マンション管理士試験合格者関係　五〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分・失効の取消、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　六
会社その他
会社決算公告　七二

省　令

○文部科学省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月十五日　　文部科学大臣　萩生田光一

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の一及び別記様式第一号の二を次のように改める。

別記様式第１号の１

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

○○大学設置認可申請書

年　月　日

文部科学大臣　殿

申請者の職名及び氏名

このたび、○○大学を設置したいので、学校教育法第４条第１項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

（注）
1　「○○大学設置」及び「○○大学を設置」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
2　設置者の変更の認可を受けようとする場合には、「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に関係する地方公共団体又は学校法人の連名とすること。
3　「学校教育法第４条第１項」の部分については、申請の内容に応じ、「学校教育法第４条第１項及び学校教育法施行令第２３条第１項」とすること。

別記様式第１号の２

○○大学○○学部設置届出書

年　月　日

文部科学大臣　殿

届出者の職名及び氏名

このたび、○○大学○○学部を設置することについて、学校教育法第４条第２項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

（注）
1　「○○大学○○学部設置」及び「○○大学○○学部を設置」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
2　「学校教育法第４条第２項」の部分については、届出の内容に応じ、「学校教育法第４条第２項及び学校教育法施行令第２３条の２第１項」とすること。